第二十期決算公告

平成二十六年三月三十一日現在　単位・百万円

貸借対照表の要旨

資産の部		
流動資産	一、	五〇〇
固定資産	二六一	
資産合計	一、	七六一
負債及び純資産の部		
流動負債	一、	〇五四
固定負債	一四九	
（うち退職給付引当金）	（一一六）	
負債合計	一、	二〇三
株主資本	五五八	
資本金	一〇〇	
利益剰余金	四五八	
利益準備金	一三	
その他利益剰余金	四四五	
（うち当期純利益）	（一六）	
負債及び純資産合計	一、	七六一

平成二十六年七月十四日

東京都港区三田一丁目四番二八号

株式会社シー・キューブド・アイ・システムズ　代表取締役社長　藤田　雅樹

配当公告

青森県弘前市大字青山二丁目一二番地二、開始決定時の住所青森県五所川原市字上平井町一〇番地　破産者　長内　孝之

右の者に対する青森地方裁判所五所川原支部平成二十五年（フ）第六四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金五七、九三九、九九五円

優先債権　金六九、四一六円

一、配当することのできる金額

一般債権　金一、〇〇六、〇五四円

優先債権　金六九、四一六円

平成二十六年七月十四日

青森市長島二丁目一〇番五号富士火災青森ビル七階　破産管財人　木下　晴耕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区本町二条三丁目三番、最後の住所北海道白糠郡白糠町岬二丁目二番地三二地先　被相続人　亡　平舘　信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十四日

事務所北海道釧路市南大通二―二―一六　壁屋ビル二階釧路ぬさまい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤川　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区北新宿三丁目九三六番地、最後の住所宮城県仙台市若林区若林一丁目六番三八号　被相続人　亡　吉田　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十四日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目六番二二号　シャンボール一番町一二〇二　弁護士法人青葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野寺宏一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市石原四五五番地二二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　齊藤　哲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十四日

埼玉県熊谷市本町二丁目一三六番地　ワンチビル二階　石井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　智章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡一宮町東浪見七一九八番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山口　明弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十四日

千葉県長生郡一宮町一宮九九〇六番地二〇一号室　神定法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神定　大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市中林町五二六番地三六、最後の住所三重県津市芸濃町雲林院一七八三番地　被相続人　亡　杉谷　明彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十四日

三重県鈴鹿市西条四丁目八〇番地　相続財産管理人　弁護士　川戸　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大東市明美の里町四一四番地、最後の住所神戸市東灘区向洋町中一丁目四番地一二八号棟一二〇一号室　被相続人　亡　中島　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十四日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号日本生命神戸駅前ビル六階白川・本郷法律事務所　相続財産管理人　弁護士　本郷　秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県橿原市曲川町二丁目一九一番地、最後の住所奈良県大和高田市北片塩町五番二三号　被相続人　亡　中島　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十四日

奈良県奈良市油阪町四五六番地第二森田ビル三階　そらいろ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小城　達

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県仲多度郡多度津町大字西白方五四七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三野　秋廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十四日

香川県丸亀市塩飽町七番地二県信ビル二階

相続財産管理人　勝村　真也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市北区清水万石二丁目一四八番地一、最後の住所熊本県菊池市隈府一一九五番地五　さくらの杜みさと一〇四号　被相続人　亡　上野　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十四日

事務所熊本市中央区安政町四―一九ＴＭ一〇ビル六階

相続財産管理人　弁護士　田中　崇弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

大分県大分市大字森町四一三番地一、最後の住所大分県大分市今津留一丁目一五番九号メゾン舞鶴一〇五　被相続人　亡　上村　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十四日

大分市大字皆春三六三番地の三二

相続財産管理人　和田　正敏

第18期決算公告　平成26年6月18日

神奈川県横浜市栄区笠間２－５－１　ＳＴＥビル

東芝メモリシステムズ株式会社

代表取締役　宮脇　直和

貸借対照表の要旨（平成26年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,389,233
	固定資産	460,315
	合計	2,849,548
負債及び純資産の部	流動負債	1,437,841
	固定負債	1,191,585
	株主資本	220,122
	資本金	100,000
	利益剰余金	120,122
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	95,122
	（うち当期純利益）	(93,718)
	合計	2,849,548